

## 社会福祉法人 蓮華園定款

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設 桜が丘学園（施設入所支援・生活介護）の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園 赤崎青い実幼児園の経営

(ロ) 障害福祉サービス事業 桜が丘学園ケアセンター（共同生活援助）の経営

(ハ) 保育所・島地シティ夜間保育園の経営

(ニ) 保育所・佐世保ステーション保育園の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業 湖畔荘（共同生活援助）の経営

(ヘ) 障害福祉サービス事業 さくら坂（生活訓練・就労継続支援B型事業・就労移行支援事業）の経営

(ト) 障害福祉サービス事業 さくらんぼ（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）の経営

(チ) 障害福祉サービス事業 桜が丘学園（短期入所事業）の経営

(リ) 相談支援事業所 野の花の経営

(ヌ) 障害福祉サービス事業 波佐見授産場（就労継続支援B型事業）の経営

(ル) 幼保連携型認定こども園 江迎青い実幼児園の経営

(ヲ) 幼保連携型認定こども園 御堂青い実幼児園の経営

(ワ) 幼保連携型認定こども園 歌ヶ浦青い実幼児園の経営

(カ) 一時預かり事業の経営

(ヨ) 移動支援事業の経営

- (タ) 障害福祉サービス事業 千草野学園（就労継続支援 B 型事業・生活介護）の経営
- (レ) 障害福祉サービス事業所 四季ヶ坂療育園（生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス）の経営
- (ソ) 江迎青い実幼児園児童クラブの経営
- (ツ) 生計困難者に対する相談支援事業
- (ネ) 幼保連携型認定こども園 佐々青い実幼児園の経営
- (ナ) 病後児保育事業の経営
- (ラ) 一時預り事業（幼稚園型）の経営
- (ム) 保育所・塩浜青い実幼児園の経営
- (ウ) 児童クラブ 鹿町っ子クラブの経営

（名 称）

第 2 条 この法人は、社会福祉法人蓮華園という。

（経営の原則）

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第 4 条 この法人の事務所を長崎県佐世保市柚木町 1 2 7 9 番地 1 に置く。  
2 前項のほか、従たる事務所を長崎県佐世保市島地町 5 番 1 0 号に置く。

## 第 2 章 評議員

（評議員の定数）

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上を置く。

（評議員の選任及び解任等）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員会出席の都度、日額8,000円を支給する。

- 2 必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の支給規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以上

- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長として置くことができる。
- 3 前項の副理事長をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、そ

の業務を執行する。

- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、理事会の都度日額8,000円を支給する。  
ただし、施設職員が兼務する役員には支給しない。

- 2 必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の支給規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 相談役

(相談役)

第23条 この法人には、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を助言する。
- 4 任期については、役員に準ずる。

## 第6章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長崎県佐世保市赤崎町596番地20、827番地1 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建赤崎青い実幼児園園舎1棟  
(1, 323.50平方メートル)
- (2) 長崎県佐世保市柚木町1279番地1、1279番地3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 桜が丘学園 園舎1棟 (1, 022.39平方メートル)
- (3) 長崎県佐世保市柚木町1279番地1、1279番地3 所在の鉄骨造スレート葺平屋建 桜が丘学園 作業訓練棟1棟  
(104.34平方メートル)
- (4) 長崎県佐世保市柚木町1279番1 所在の桜が丘学園の宅地1筆  
(4, 686.20平方メートル)
- (5) 長崎県佐世保市柚木町1393番3 所在の桜が丘学園の雑種地1筆 (17平方メートル)



- (6) 長崎県佐世保市柚木町1174番2 所在の湖畔荘の宅地1筆  
(1, 838平方メートル)
- (7) 長崎県佐世保市柚木町1296番 所在の桜が丘学園の田1筆  
(158平方メートル)
- (8) 長崎県佐世保市柚木町1279番地1、1279番地3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建 桜が丘学園 生活自立訓練棟1棟  
(119.74平方メートル)
- (9) 長崎県佐世保市柚木町1175番2 所在の湖畔荘の雑種地1筆  
(264平方メートル)
- (10) 長崎県佐世保市柚木町1175番4 所在の湖畔荘の雑種地1筆  
(274平方メートル)
- (11) 長崎県佐世保市柚木町1176番 所在の湖畔荘の雑種地1筆  
(290平方メートル)
- (12) 長崎県佐世保市柚木町1175番3 所在の湖畔荘の雑種地1筆  
(228平方メートル)
- (13) 長崎県佐世保市柚木町1429番1 所在の桜が丘学園の田1筆  
(136平方メートル)
- (14) 長崎県佐世保市柚木町1272番 所在の千草野学園の宅地1筆  
(1, 199平方メートル)
- (15) 長崎県佐世保市柚木町1275番 所在の千草野学園の宅地1筆  
(522平方メートル)
- (16) 長崎県佐世保市柚木町1178番 所在のさくら坂の雑種地1筆  
(333平方メートル)
- (17) 長崎県佐世保市柚木町1268番 所在の桜が丘学園ケアセンターの宅地1筆 (211平方メートル)
- (18) 長崎県佐世保市柚木町1268番地 所在の木造セメント瓦葺二階建 桜が丘学園ケアセンター1棟 (185.60平方メートル)
- (19) 長崎県佐世保市柚木町1276番 所在の桜が丘学園グラウンドの雑種地1筆 (1, 094平方メートル)
- (20) 長崎県佐世保市柚木町1272番地、1275番地 所在の鉄骨造スレート葺平屋建 千草野学園園舎棟1棟 (535.96平方メートル)

- (21) 長崎県佐世保市柚木町1272番地、1275番地 所在の鉄骨造スレート葺平屋建 千草野学園作業棟1棟 (199.99平方メートル)
- (22) 長崎県佐世保市柚木町1268番地 所在の木造セメント瓦葺二階建 桜が丘学園在宅支援センター1棟 (154.02平方メートル)
- (23) 長崎県佐世保市柚木町1177番 所在のさくら坂の雑種地1筆 (1,104平方メートル)
- (24) 長崎県佐世保市柚木町1267番 所在の桜が丘学園の畑1筆 (1,408平方メートル)
- (25) 長崎県佐世保市柚木町1270番 所在の桜が丘学園の畑1筆 (317平方メートル)
- (26) 長崎県佐世保市柚木町1263番 所在の桜が丘学園の山林1筆 (26平方メートル)
- (27) 長崎県佐世保市柚木町1264番 所在の桜が丘学園の山林1筆 (49平方メートル)
- (28) 長崎県佐世保市柚木町1266番 所在の桜が丘学園の山林1筆 (19平方メートル)
- (29) 長崎県佐世保市島地町18番1 所在の島地シティ夜間保育園の宅地1筆 (112.39平方メートル)
- (30) 長崎県佐世保市島地町26番 所在の島地シティ夜間保育園の宅地1筆 (158.67平方メートル)
- (31) 長崎県佐世保市島地町18番地1、26番地 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根瓦葺4階建 島地シティ夜間保育園園舎1棟 (503.30平方メートル)
- (32) 長崎県佐世保市島地町18番2 所在の島地シティ夜間保育園の屋外遊戯場の宅地1筆 (128.92平方メートル)
- (33) 長崎県佐世保市島地町19番2 所在の島地シティ夜間保育園の屋外遊戯場の宅地1筆 (3.30平方メートル)
- (34) 長崎県佐世保市白南風町400番3 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 佐世保ステーション保育園301号室 (136.32平方メートル)
- (35) 長崎県佐世保市白南風町400番5 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造

- 1階建 佐世保ステーション保育園303号室(77.67平方メートル)
- (36) 長崎県佐世保市白南風町400番6 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造  
1階建 佐世保ステーション保育園304号室(23.38平方メートル)
- (37) 長崎県佐世保市白南風町400番3 所在の佐世保ステーション保育園  
の宅地(敷地権)1,000,000分の24,370
- (38) 長崎県佐世保市白南風町400番5 所在の佐世保ステーション保育園  
の宅地(敷地権)1,000,000分の13,009
- (39) 長崎県佐世保市白南風町400番6 所在の佐世保ステーション保育園  
の宅地(敷地権)1,000,000分の4,046
- (40) 長崎県佐世保市柚木町1292番1 所在の桜が丘学園の田1筆(55  
2平方メートル)
- (41) 長崎県佐世保市柚木町1293番 所在の桜が丘学園の田1筆(119  
平方メートル)
- (42) 長崎県佐世保市柚木町1294番 所在の桜が丘学園の田1筆(201  
平方メートル 内原野49平方メートル)
- (43) 長崎県佐世保市柚木町1295番 所在の桜が丘学園の田1筆(512  
平方メートル 内原野33平方メートル)
- (44) 長崎県佐世保市柚木町1274番2 所在の桜が丘学園の畑1筆(35  
0平方メートル)
- (45) 長崎県佐世保市柚木町1174番地2 所在の鉄筋コンクリート造合金  
メッキ鋼板葺2階建 湖畔荘園舎1棟(666.30平方メートル)
- (46) 長崎県佐世保市柚木町1174番地2、1177番地 所在の鉄筋コン  
クリート造合金メッキ鋼板葺2階建 さくら坂園舎1棟(280.52  
平方メートル)
- (47) 長崎県佐世保市柚木町1174番地2、1177番地 所在の軽量鉄骨  
造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 さくら坂作業棟1棟(248.43平方メ  
ートル)
- (48) 長崎県佐世保市小舟町25番16 所在の千草野学園グループホームの  
宅地1筆(117.21平方メートル)

- (49) 長崎県佐世保市小舟町25番地16 所在の軽量鉄骨造スレート葺2階  
建千草野学園グループホーム1棟(95.08平方メートル)
- (50) 長崎県佐世保市柚木町1277番 所在の桜が丘学園の雑種地1筆(5  
91.00平方メートル)
- (51) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1242番 所在の波佐見授産場の  
宅地1筆(887.00平方メートル)
- (52) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1241番 所在の波佐見授産場の  
山林1筆(148.00平方メートル)
- (53) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1239番 所在の波佐見授産場の  
山林1筆(221.00平方メートル)
- (54) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1240番 所在の波佐見授産場の  
山林1筆(163.00平方メートル)
- (55) 長崎県佐世保市柚木町1318番1 所在の桜が丘学園の雑種地1筆  
(82.00平方メートル)
- (56) 長崎県佐世保市柚木町1283番2 所在の桜が丘学園の田1筆(24  
4.00平方メートル)
- (57) 長崎県佐世保市柚木町1317番1 所在の桜が丘学園の田1筆(38  
8.00平方メートル)
- (58) 長崎県佐世保市柚木町1310番5 所在の桜が丘学園の田1筆(59  
2.00平方メートル)
- (59) 長崎県佐世保市柚木町1162番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(28  
4.29平方メートル)
- (60) 長崎県佐世保市柚木町1163番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(13.  
22平方メートル)
- (61) 長崎県佐世保市柚木町1164番 所在の桜が丘学園の原野1筆(72.  
00平方メートル)
- (62) 長崎県佐世保市柚木町1165番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(23.  
14平方メートル)
- (63) 長崎県佐世保市柚木町1168番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(32  
3.96平方メートル)
- (64) 長崎県佐世保市柚木町1152番 所在の桜が丘学園の山林1筆(16

8. 00平方メートル)

- (65) 長崎県佐世保市柚木町1153番 所在の桜が丘学園の山林1筆(79.00平方メートル)
- (66) 長崎県佐世保市潮見町507番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(64.00平方メートル)
- (67) 長崎県佐世保市潮見町506番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(16.66平方メートル)
- (68) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1239番2 所在の波佐見授産場雑種地1筆(45.00平方メートル)
- (69) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字猪狩940番7 所在の波佐見授産場のため池(189.00平方メートル)
- (70) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字猪狩940番8 所在の波佐見授産場のため池(40.00平方メートル)
- (71) 長崎県佐世保市花園町46番4 所在の桜が丘学園の宅地(56.50平方メートル)
- (72) 長崎県佐世保市江迎町猪調915番 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(1,247.89平方メートル)
- (73) 長崎県佐世保市江迎町猪調916番 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(1,881.74平方メートル)
- (74) 長崎県佐世保市江迎町猪調917番 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(607.60平方メートル)
- (75) 長崎県佐世保市江迎町猪調918番2 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(503.66平方メートル)
- (76) 長崎県佐世保市江迎町猪調922番4 所在の江迎青い実幼稚園の宅地1筆(196.00平方メートル)
- (77) 長崎県佐世保市江迎町猪調922番9 所在の江迎青い実幼稚園の雑種地1筆(282.00平方メートル)
- (78) 長崎県佐世保市江迎町猪調915番地、916番地、917番地、918番地2 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建江迎青い実幼稚園園舎1棟(1,374.25平方メートル)
- (79) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷1242番地 所在の鉄骨2階建 波佐見

授産場 園舎 1 棟 (527.02 平方メートル)

- (80) 長崎県佐世保市白南風町400番51 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造  
1階建 佐世保ステーション保育園307号室(35.83平方メートル)
- (81) 長崎県佐世保市白南風町400番51 所在の佐世保ステーション保育園  
の宅地(敷地権)1,000,000分の7,038
- (82) 長崎県佐世保市江迎町猪調898番5 所在の江迎青い実幼児園放課後  
児童クラブの宅地1筆(414.67平方メートル)
- (83) 長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番1 所在の御堂青い実幼児園の宅  
地1筆(3,739.87平方メートル)
- (84) 長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番地1 所在の鉄筋コンクリート造  
合金メッキ鋼板ぶき平家建御堂青い実幼児園園舎1棟(952.44平  
方メートル)
- (85) 長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番地1 所在の軽量鉄骨造合金メッ  
キ鋼板ぶき平家建御堂青い実幼児園倉庫1棟(20.24平方メートル)
- (86) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦984番1 所在の歌ヶ浦野の花幼児園  
の宅地1筆(3,373.83平方メートル)
- (87) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦984番地1 所在の鉄筋コンクリート  
造合金メッキ鋼板ぶき平家建歌ヶ浦青い実幼児園の園舎1棟(876.  
69平方メートル)
- (88) 長崎県佐世保市柚木町1161番1 所在の桜が丘学園の畑1筆  
(87.00平方メートル)
- (89) 長崎県佐世保市柚木町1167番1 所在の桜が丘学園の畑1筆(66  
3.00平方メートル)
- (90) 長崎県佐世保市柚木町1279番5 所在の桜が丘学園の雑種地1筆  
(46.00平方メートル)
- (91) 長崎県佐世保市万津町41番 所在の桜が丘学園の宅地1筆(88.2  
1平方メートル)
- (92) 長崎県佐世保市皆瀬町3番1 所在の桜が丘学園の宅地1筆(95.8  
6平方メートル)
- (93) 長崎県佐世保市皆瀬町3番7 所在の桜が丘学園の宅地1筆(16.5

- 2平方メートル)
- (94) 長崎県佐世保市皆瀬町7番5 所在の公衆用道路1筆(86.00平方メートル)
- (95) 長崎県佐世保市皆瀬町7番6 所在の桜が丘学園の宅地1筆(393.81平方メートル)
- (96) 長崎県佐世保市皆瀬町22番10 所在の桜が丘学園の宅地1筆(26.63平方メートル)
- (97) 長崎県佐世保市皆瀬町22番11 所在の公衆用道路1筆(15.00平方メートル)
- (98) 長崎県佐世保市皆瀬町23番2 所在の桜が丘学園の宅地1筆(41.46平方メートル)
- (99) 長崎県佐世保市皆瀬町7番地6 所在の鉄骨・木造スレート葺2階建皆瀬作業所1棟(492.94平方メートル)
- (100) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番5 所在の歌ヶ浦青い実幼稚園の宅地1筆(652.18平方メートル)
- (101) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番地5 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建歌ヶ浦青い実幼稚園子育て支援センター1棟(279.67平方メートル)
- (102) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番7 所在の歌ヶ浦青い実幼稚園の宅地1筆(349.57平方メートル)
- (103) 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦986番地7 所在の鉄骨垂鉛メッキ鋼板葺平家建 歌ヶ浦青い実幼稚園物置1棟(43.2平方メートル)
- (104) 長崎県佐世保市皆瀬町6番4 所在の桜が丘学園の宅地1筆(433.00平方メートル)
- (105) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1243番 所在の波佐見授産場の宅地1筆(791.00平方メートル)
- (106) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1247番 所在の波佐見授産場の宅地1筆(326.00平方メートル)
- (107) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1238番2 所在の波佐見授産場の宅地1筆(352.76平方メートル)
- (108) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字大谷1243番地、1247番地、1

- 238番地2 所在の木造瓦葺平家建波佐見授産場作業所(220.23平方メートル)
- (109)長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番36 所在の御堂青い実幼児園の公衆用道路(130.00平方メートル)
- (110)長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦87番34 所在の御堂青い実幼児園の宅地1筆(31.89平方メートル)
- (111)長崎県佐世保市江迎町猪調898番3 所在の江迎青い実幼児園の宅地(528.80平方メートル)
- (112)長崎県佐世保市江迎町猪調898番4 所在の江迎青い実幼児園の宅地(132.79平方メートル)
- (113)長崎県佐世保市柚木町1310番1 所在の桜が丘学園の田(513.00平方メートル)
- (114)長崎県佐世保市柚木町1316番1 所在の桜が丘学園の田(9.91平方メートル)
- (115)長崎県佐世保市鹿町町深江602番19 所在の御堂青い実幼児園保護者駐車場の宅地(324.88平方メートル)
- (116)長崎県佐世保市島地町19番1 所在の島地シティ夜間保育園グラウンドの宅地1筆(66.11平方メートル)
- (117)長崎県佐世保市島地町21番2 所在の島地シティ夜間保育園グラウンドの宅地1筆(9.91平方メートル)
- (118)長崎県佐世保市江迎町猪調898番6 所在の江迎青い実幼児園の宅地1筆(475.35平方メートル)
- (119)長崎県佐世保市柚木町1282番 所在の桜が丘学園の田1筆(505.00平方メートル)
- (120)長崎県佐世保市江迎町猪調917番2 所在の江迎青い実幼児園の雑種地1筆(92.00平方メートル)
- (121)長崎県佐世保市柚木町1274番1 所在の千草野学園の宅地1筆(337.00平方メートル)
- (122)長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦109番2 所在の御堂青い実幼児園保護者駐車場の宅地1筆(465.52平方メートル)



- (123) 長崎県佐世保市鹿町町深江602番20 所在の御堂青い実幼児園保護者駐車場の宅地1筆 (172.28平方メートル)
- (124) 長崎県佐世保市鹿町町深江602番21 所在の御堂青い実幼児園保護者駐車場の宅地1筆 (45.88平方メートル)
- (125) 長崎県北松浦郡佐々町市場免字倉ノ前113番7 所在の佐々青い実幼児園の雑種地1筆 (7,223平方メートル)
- (126) 長崎県北松浦郡佐々町市場免字倉ノ前113番地7 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建佐々青い実幼児園園舎1棟 (1,292.90平方メートル)  
 符号1、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 佐々青い実幼児園機械室1棟 (4.50平方メートル)
- (127) 長崎県北松浦郡佐々町市場免字倉ノ前124番10 所在の佐々青い実幼児園の雑種地1筆 (297平方メートル)
- (128) 長崎県佐世保市柚木町1177番地、1275番地 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建千草野学園作業所1棟 (171.55平方メートル)  
 符号1、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建千草野学園倉庫1棟 (40.64平方メートル)
- (129) 長崎県佐世保市塩浜町66番 所在の塩浜青い実幼児園の宅地1筆 (179.84平方メートル)
- (130) 長崎県佐世保市塩浜町67番 所在の塩浜青い実幼児園の宅地1筆 (104.40平方メートル)
- (131) 長崎県北松浦郡佐々町市場免字倉ノ前113番地7 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建佐々青い実幼児園園舎1棟 (1,484.82平方メートル)
- (132) 長崎県佐世保市塩浜町66番地、67番地 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき5階建塩浜青い実幼児園の園舎1棟 (920.81平方メートル)
- (133) 長崎県北松浦郡佐々町市場免字倉ノ前113番26 所在の佐々青い実幼児園の用悪水路1筆 (62.00平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産と公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第7章に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構との協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保とする場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援の事業
- (2) 職場適応支援の事業（ジョブコーチ支援の事業）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第38条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第9章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県

知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

## 第11章 公告の方法とその他

(公告の方法)

- 第42条 この法人の公告は、社会福祉法人蓮華園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	桑	原	良	助
理 事	石	橋	仙	太郎
	〃	引	地	新
	〃	山	辺	定 光
	〃	浜	田	昇
	〃	桑	原	京 子
監 事	近	藤	秀	雄
	〃	山	辺	ユキノ

## 附 則

この定款は、平成 4年 9月 22日から施行する。

平成 8年 9月 30日一部改正

平成16年12月 10日一部改正

平成17年 3月 15日一部改正

平成20年 2月 27日一部改正  
平成21年12月 24日一部改正  
平成23年 8月 18日一部改正  
平成24年12月 19日一部改正  
平成25年 7月 23日一部改正  
平成26年 6月 16日一部改正  
平成27年 8月 6日一部改正  
平成28年 9月 20日一部改正  
平成29年 1月 23日一部改正  
平成29年 7月 31日一部改正  
平成30年 3月 9日一部改正  
平成30年 8月 27日一部改正  
平成30年12月 3日一部改正  
令和 元年 8月 30日一部改正  
令和 2年 2月 25日一部改正